

放送倫理・番組向上機構
平成22年度第2回理事会 議事録

1. 日 時 平成23年3月1日(火) 午後4時30分～6時
2. 場 所 放送倫理・番組向上機構 第1会議室
3. 出席者 [理事総数10名]

飽戸 弘 理事長
岡本 伸行 専務理事 村澤 繁夫 理事(事務局長)
黒川 光博 理事 藤久 ミネ 理事
今井 環 理事 早河 洋 理事
福田 俊男 理事
濱田 純一 理事(理事長に議決権委任)
畠山 経彦 理事(理事長に議決権委任)

黒田 敬一 監事
大寺 廣幸 監事

4. 議 題

- (1) 平成23年度事業計画・平成23年度収支予算について
- (2) 評議員の選任について
- (3) 平成23・24年度役員の選任について
- (4) 放送倫理検証委員会委員の選任結果について
- (5) 事務局職制規程について
- (6) その他

5. 配付資料

- (1) 平成23年度事業計画(案)
- (2-1) 平成23年度BPO収支予算書(案)
- (2-2) 平成23年度予算案説明資料
- (3) 評議員候補者について
- (4) 平成23・24年度BPO役員の選任について
- (5) 放送倫理検証委員会委員の選任結果
- (6) BPO事務局職制規程(案)
- (7) 平成22年度BPO名簿(23.3.1)
- (8) 2010(平成22)年度BPO年次報告会プログラム

6. 議 事

議事に先立ち、村澤理事(事務局長)より、濱田理事、畠山理事の委任状出席を含めて理事の過半数(全員)が出席、理事会は有効に成立することの報告があった。

(1) 平成23年度事業計画・平成23年度収支予算について

岡本専務理事から、平成23年度BPO事業計画案および平成23年度の収支予算案

について提案があった。要点は次のとおり。

<事業計画について>

- ・新しく広報専任グループを設け、放送局の現場に向けた委員会決定等の周知を中心とする活動、一般視聴者に向けにBPOの役割等を知ってもらう活動を行う。
パンフレットやホームページをわかりやすくするほか、新たに映像を生かした説明資料等の制作も検討する。テレビ・ラジオの新スポットも4月から放送してもらう。
- ・放送倫理検証委員会は、昨年初めて意見交換会を大阪で行い、成果があった。23年度も地方や決定の当該局に出向き意見交換を推進する。
- ・人権委員会は、地方意見交換会を年1回から2回に増やすとともに、委員会決定のあった放送局などに出かけて意見交換し、現場の思いを汲み取り、活動に生かす。
- ・青少年委員会は、子どもの放送への接触状況を放送界に伝える回路の役割を継続する。
約30人の中高生モニターからの定期的な意見や、3か月に1度バラエティーなどの番組企画をもらう試み、青少年へのおすすめ番組のホームページへの毎月掲載も継続する。
- ・地方局に委員や調査役が出向く活動をBPOの負担で進める。年間10件程度を想定。

<23年度収支予算について>

- ・事業支出は、BPOの活動実態に合わせ、より緻密な予算管理を行うために、委員会や視聴者対応、広報ごとの部署に仕分けし、仕事と対比しやすい形に組み直した。
- ・広報事業は、体制強化などの出費を増やして取り組む。
- ・緊急対策資産は1億4,000万円になるが、目的があいまい、4億円の事業規模から見て過大との公認会計士からの指摘があるため、今回3,000万円減らし、適正化を図る。
- ・収入4億531万円のうち4億500万円は、NHK、民放連、民放連加盟各社からの会費収入であり、23年度も同じ負担をお願いする。
- ・事業費は、広報関係費は増えるが、22年度実績で見て予算が過大なものはスリム化したため2,400万円減って3億1,000万円になる。事業費、管理費の経常費用全体は3,800万円増え、正味財産期末残高は1,600万円になる。
- ・収支ベースで見ると、事業活動の支出は4億2,494万8,000円で、4億500万円の収入に比して1,900万円以上不足する。緊急対策資産からの3,000万円は特定資産の取り崩し収入に入れる。22年度の繰越金は4,000万円を見込む。23年度予算の繰越収支差は来年3月末で最終的には661万円になる見通し。
- ・昨年と比較して経費がかさむのは、年2回の事例研究会のうち1回の地方開催費、委員が出かける費用、調査役の会議出席・交通費などである。広報の支出が増えたのも増加の要因。一方、予算をスリム化したのは、シンポジウム開催費、交際費、会議費などで、審議事案数も実態にあわせ年5回を4回に見直し、予算を縮減した。放送倫理検証委員会の特別調査チームが必要になった場合は予備費を充てる。
- ・緊急対策資産が適正化され、その取り崩しが限度を迎えたとき、会費収入の見直しをお願いする事態も将来は考えなければならない。

以上の説明に対し、次の意見があった。

- ・広報強化は大賛成である。構成員・一般視聴者への理解促進は当然だが、研究者等にも幅広く無償で資料を提供し、もっと関心を持ってもらうことが重要。交流の裾野を広げ

ることがリテラシーにも供する。予算的にも人的にも強化をお願いしたい。

以上の結果、23年度の事業計画・予算案を異議なく承認した。

(2) 評議員の選任について

今期末で退任する篠田正浩評議員、福原義春評議員の後任に、宮原賢次（住友商事名誉顧問）、山田太一（脚本家）の2氏を選任した。

(3) 平成23・24年度の役員の選任について

理事長選任理事のうち、任期満了の黒川光博理事（虎屋社長）の後任に田中珍彦氏（たなか・うずひこ 東急文化村顧問）の選任が飽戸理事長から報告された。次いで今井理事からNHK選任、早河理事から民放連選任の各理事・監事が報告されたあと、理事会選任による理事長、専務理事、理事・事務局長を選任した。

理事長の選任では、飽戸理事長に代わって岡本専務理事から飽戸理事長の継続を提案し、承認された。次いで飽戸理事長から、岡本理事を専務理事に、村澤理事を理事・事務局長に選任したいとの提案があり、全会一致で選任された。

(4) 放送倫理検証委員会委員の選任結果について

村澤理事・事務局長から、次の報告があり、了承された。

3委員会委員のうち、放送倫理検証委員会の水島久光委員（東海大学文学部教授）の1名が3月末に任期満了となることから、委員の選任を行う評議員会で書面審議の結果、水島委員の再任が承認された。任期は4月からの3年間である。

(5) 事務局職制規程について

村澤理事・事務局長から次の通り、提案があった。

事務局職制は規約上、理事会の承認を得て事務局長が定める。組織図にあるとおり、理事長、専務理事、事務局長の下の3委員会事務局、視聴者対応、総務に加え、新たに、「広報」を設け、あわせて各部署を分掌し統率する統括を置くことを明記した。委員会事務局の業務は、BPO規約・委員会運営規則にあるものを基本に列記し、「広報」の業務は、広報業務の企画立案調査、委員会業務をはじめとするBPO業務の一般視聴者・関係機関への広報・情報の提供、同構成員放送事業者への周知・理解・浸透施策、構成員放送事業者が行う放送倫理向上に向けた活動への協力、ホームページ等の企画・編集・管理、情報管理および情報システムに関する業務などとした。

以上に関し飽戸理事長から、「広報」の新設、「統括」の役割明記について、BPO全体の活動や委員会決定の浸透、BPOへの要望・批判への対応といった、横のつながりの重要性に対応し、このような職制を作った旨の補足があった後、次の意見があった。

・広報の強化には賛成する。ただ、広報の役割として世間一般のほか、委員会決定等の浸透という役割も大きいので「広報」という名称がふさわしいのか検討してほしい。

（事務局）名称としては「広報・企画」とか「企画」か。

- ・名前より実。構成員はBPOから意見をもらう一番近い存在。外に対してもプレゼンスをどう持つか大きい。「企画」は微妙な言い回しだ。事務局に任せるが、いい名称にしてもらえればいい。
 - ・「広報」と「企画」に分けると、その中に企画担当と広報担当とがいて分離してしまう可能性もある。ひっくりめた形で何ができるかという実をとっていただきたい。
- 以上の意見を踏まえ飽戸理事長から、要旨「一般への広報もあるが、何より重要なのは放送事業者への浸透と相互理解。地方意見交換会でも基本的には委員会決定に好意的だが、厳しい意見もある。正確に決定が伝わらないと改革は難しい。その点に力を入れていきたい」との考えが述べられ、名称については事務局で検討することとした。

(6) その他

最近のBPOの動きについて、岡本専務理事から次の報告があった。

- ・検証委員会は2件の決定を出した。制作会社の取材モラルや、参議院比例代表選挙での候補者の取り上げ方が問題になった。現在は4つの番組を審議中である
 - ・人権委員会の決定は3件だが、新しい審議案件がないため委員会運営の課題を検討している。課題は、検証委員会と人権委員会の役割の仕分け、研究会等での当該番組のビデオ上映などである。事例研究会ではテレビ朝日の協力を得てビデオ上映が実現したが、文字で問題だと言ってもやはりテレビを直接見たほうがわかりやすい。難しい問題があるが、そのようなことを含めて検討している。
 - ・青少年委員会はおすすめ番組の400番組をさらに生かしていく。現在はテレビとネットを接続した番組についてある種の商法が子どもたちにとってどうなのか議論している。
 - ・視聴者意見はほぼ前年度並みで、毎月600件以上を参考として局にメールで伝えた。
 - ・民放、NHKの協力ができないことが多々あるのでご協力をお願いしたい。
- これに対し、次の補足と意見があった。
- ・理事長はじめ専務理事、理事・事務局長が、地方局のトップや制作者に直接話をするのが大事で、昨年も理事長として民放大会前のトップの会合でお話しさせていただいた。各委員会委員も説明の活動をしているが、BPOが役に立っていない、BPOがいくら決定を出しても番組は変わらないという批判もあり、委員会だけでなくBPO事務局としても説明活動や各局との交流は不可欠だろう。放送事業者の協力がないとBPOの決定は役に立たないということになる。
 - ・最近外部制作が増えてきている。放送事業者だけでなく、外部制作会社への浸透も図らなければいけない。
- (事務局)新しい広報体制の中で調査活動を含め制作会社団体との連携も図っていきたい。

今後のスケジュールについて、村澤理事・事務局長から、3月24日のBPO年次報告会、5月27日の新年度第1回理事会の予定を報告した。

以上で議事を終了し、散会した。

放送倫理・番組向上機構[BPO]

平成 23 年度事業計画

1．放送界の自主自律体制の維持・強化

BPO は平成 23 年度、放送界の自律のための第三者機関として、放送倫理検証委員会、放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)、放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)の 3 委員会の活動を継続し、BPO の目的の達成に向けて活動を強化する。3 委員会の活動に当たっては、独立性及び第三者性を確保する。

23 年度は、新たに「広報」の専任担当者を設け、構成員である放送事業者に BPO 活動がより正確に伝わり、放送制作現場での理解が促進されるよう活動を高めるとともに、一般の視聴者への BPO 活動の周知の向上に努める。同時に BPO に向けられた意見を真摯に受け止め、BPO 活動全体の説明性を高めていく。

BPO 規約第 3 条「本機構は、放送事業の公共性と社会的影響の重大性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とする。」

2．放送倫理の高揚および虚偽放送事案への対応

BPO は、放送倫理検証委員会を継続して設置する。同委員会は、虚偽放送事案の審理および放送倫理上の問題の審議を行う。

事務局は、委員会の指示を受けて、審理・審議に必要な資料の収集・整理等を行うとともに、審理・審議の結果が広く放送界で共有され、取材・制作等に生かされるよう活動を強化する。その一環として、平成 22 年度に開始した委員会と地方放送局との意見交換会の定着をはじめ、決定当該局との意見交換会等の開催、放送局への委員、調査役の派遣等を積極的に推進し、放送局との意見交換の場を増やしていく。

3．放送による人権侵害等への対応

BPO は、放送人権委員会を継続して設置する。同委員会は、放送による人権侵害等の申立てを受け付けて、人権侵害等の救済にあたる。

事務局は、委員会の速やかな審理の進行のため、委員会を補佐し、申立人との連絡、当該放送事業者への調査依頼、当事者の主張の整理等を行う。あわせて審理結果が当該放送事業者のみならず、広く放送界で活用されるように努める。平成 23 年度は、地方意見交換会を従来年 1 回から 2 回に拡大するほか、決定当該局での意見交換会の定着等放送局、とりわけ取材・制作担当者との意見交換の実施に努める。それらの機会を利用して、平成 22 年度に発行した『放送人権委員会 判断ガイド 2010』が放送現場で活用されるよう働きかける。

4．放送と青少年に関する対応

BPO は、青少年委員会を継続して設置する。同委員会は放送と青少年に関する視聴者からの意見を審議し、放送界に反映させる。同委員会は、子ども自身の放送に対する意見を把握するため、約 30 人の中高生に定期的に放送への意見を求める中高生モニターを継続する。また、子どもと放送との関係についての調査・研究を行う。

事務局は、委員会の円滑な審議のため、視聴者からの意見と関連資料を収集・整理して委員会に報告するとともに、委員会の活動が放送局に広く伝わるように努める。また、平成 22 年度から BPO のホームページで開始した「青少年へのおすすめ番組」の企画を継続し、青少年の視聴にふさわしいテレビ番組の情報提供に努める。

5．視聴者対応

放送番組に関する意見や苦情、相談・問い合わせなどに対して、電話対応のための専用窓口を設けるほか、郵便・FAX・Eメールにより受け付ける。受け付けた意見は分類・整理したうえで毎日開く連絡会で説明して委員会審議等に付す。意見等のうち番組名・放送局が特定できるものは、1週間ごとに取りまとめて、当該放送局にメールで通知する。また放送に対する一般意見も1週間ごとに、構成員放送事業者にメールで通知する。これらの通知は緊急を要する場合は即時行う。意見の概要は月ごとに取りまとめ、「BPO 報告」やホームページ等で代表的な意見とともに報告、公表する。

6．委員会決定の周知等

BPO の一般周知のため、各委員会決定等の活動はホームページで公表するとともに、記者会見、資料配付などで報道機関に広報を行う。視聴者のより一層の理解の向上を目指して、従来の広報資料の内容の刷新や配付先の拡大等を図る。また、わかりやすいホームページへの改良、BPO 活動を紹介する説明資料の制作を検討する。新たに制作したテレビ・ラジオの PR スポットを、23 年度当初から放送することとし、構成員放送局に放送を依頼する。これらの活動を通じて、一般視聴者の理解促進とともに研究者等との交流を深める。

構成員に対しては、毎月 1 回「BPO 報告」を発行し、活動を報告する。委員会決定の当該局での委員と局側の意見交換会、委員会決定を題材に具体的に事案を検討する「事例研究会」(年 2 回)の定着を図る。また、地方に委員が出張し委員会活動を紹介し、話し合う「地方意見交換会」を拡大する。これらの活動を円滑に実施するために、平成 22 年度開始した調査役の放送局派遣経費の BPO 負担を、23 年度は委員にも拡大し、委員の派遣経費を BPO が負担する。放送事業者への年間の活動報告として年度末に「年次報告会」を開催し、年度終了後に「年次報告書」を作成・配付する。

これらの一般への周知の向上、構成員各局への浸透に向けた活動を強化するため、専任担当者を配置する。あわせて事務局を増員して体制を強化する。

7．その他

上記のほか、BPO 規約第 3 条に定める目的を達成するために必要な事業を行う。

平成23年度 BPO収支予算書 (平成23年3月1日理事会承認)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

単位千円(未満切捨て)

科目	平成23年度予算案		科目	平成22年度予算(補正後)	
		合計			合計
一般正味財産増減の部			一般正味財産		
1. 経常増減の部			1. 経常増減の部		
	(1) 経常収益			(1) 経常収益	
	(1) 受取会費	405,000		(1) 受取会費	405,000
	(2) 事業収益	10		(2) 事業収益	400
	(3) 雑収益	300		(3) 雑収益	150
	経常収益計	405,310		経常収益計	405,550
	(2) 経常費用			(2) 経常費用	
	(1) 事業費	310,614		(1) 事業費	335,182
	放送人権委員会費	90,936		人件費	175,392
	放送倫理検証委員会費	90,164		事務所費	28,280
	青少年委員会費	59,500		委員会運営費	74,700
	視聴者関係経費	37,836		調査・研究費	4,800
	広報・PR費	14,200		報告書発行費	18,060
	委員会共通費	17,975		シンポジウム開催経費	8,450
				放送倫理検証委員会調査費	6,000
				メディアと青少年調査経費	4,000
				広報・PR費	12,000
				旅費交通費	2,200
				諸費	1,300
	(2) 管理費	156,735		(2) 管理費	93,986
	人件費	74,695		人件費	70,352
	事務所費	35,350		事務所費	7,070
	事務諸費	16,690		事務諸費	16,564
	予備費	30,000			
	経常費用計	467,349		経常費用計	429,168
	当期経常増減額	-62,039		当期経常増減額	-23,618
2. 経常外増減の部			2. 経常外増減の部		
	(1) 経常外収益			(1) 経常外収益	
	緊急対策引当金戻入益	30,000			
	経常外収益計	30,000		経常外収益計	0
	(2) 経常外費用			(2) 経常外費用	
		0			0
	当期経常外増減額	30,000		当期経常外増減額	0
3. 他会計振替額			3. 他会計振替額		
		0			0
	当期一般正味財産増減額	-32,039		当期一般正味財産増減額	-23,618
	一般正味財産期首残高	48,689		一般正味財産期首残高	53,922
	一般正味財産期末残高	16,650		当期一般正味財産期末残高	30,304
指定正味財産増減の部			指定正味財産増減の部		
		0			0
正味財産期末残高			正味財産期末残高		
		16,650			30,304